

**景観専門委員会の今後の流れと  
基本方針検討手順について**

**平成18年1月26日**

# 1. 景観専門委員会の今後の流れについて

## 第1回

○委員会立ち上げ



## 第2回(今回)

①現況景観の把握・分析



## 第3回

②「景観形成にあたり配慮すべき事項」のとりまとめ

③景観形成における「基本方針」の検討



## 第4回～

④景観形成における「基本計画」の検討

⑤形成される景観の評価手法の検討

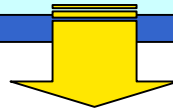
⑥景観形成における「基本設計」とその景観評価

# 1. 景観専門委員会の今後の流れについて

## 第1回

### ○委員会立ち上げ

- ◆委員会の設立趣旨・進め方の確認
- ◆松江市および大橋川周辺地域の現状について
- ◆大橋川改修の具体的内容について



## 第2回(今回)

### ①現況景観の把握・分析

- ◆大橋川沿川の景観要素の抽出・整理
- ◆大橋川の景観的特性の整理(様々な構図からみた特性の整理)





## 第3回

### ②「景観形成にあたり配慮すべき事項」のとりまとめ

- ◆景観に関する規制、松江市における景観形成の目標像
- ◆沿川景観の歴史的背景
- ◆現況景観の特徴からみた配慮事項 等



### ③景観形成における「基本方針」の検討

- ◆めざすべき景観理念(コンセプト)について
  - ◆景観形成における基本的な考え方について
- 



## 第4回以降

### ④景観形成における「基本計画」の検討

- ◆「基本方針」に基づいた景観整備の具体的な方針について
- ◆基本計画図について
  - 「基本方針」をふまえ、基本設計を行うに際して景観的に配慮すべきポイントを平面図上に示したもの



### ⑤形成される景観の評価手法の検討

- ◆評価項目、尺度
- ◆予測評価手法 等



### ⑥景観形成における「基本設計」とその景観評価

- ◆区間設計と拠点設計
- ◆一般平面図や標準断面図などで表現

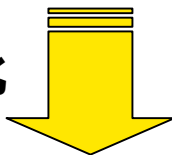
## 2. 景観形成における「基本方針」の検討手順について

### ◆景観形成における「基本方針」の内容について

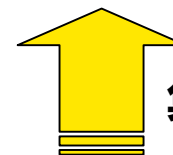
めざすべき景観理念（キャッチフレーズ）



具体化



集約



景観形成の基本的な考え方



### めざすべき景観理念（キャッチフレーズ）

- 「対象範囲の景観設計を一言で言い表す考え方」（コンセプト）である
- 多くのプロセスと多くの関係者によって良好な景観形成が図られていくために、共通の立脚点に立たせるような大きな方向性を示す言葉とする

#### 【例】

- 〇〇の歴史を感じさせる川
- あたかも従前からそこにあったように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間
- 〇〇の豊かな自然と△△の歴史的風情から成る景観の保全



### 景観形成の基本的な考え方

- 「めざすべき景観理念」をより具体的に示して、目指すべき方向性を示すもの
- 景観アセスメントの手順に則り、具体化にあたっては、「周辺の景観等への配慮の考え方」や「住民等の利用を考慮した整備の考え方」の視点を含める。

#### 【例】＜全体＞

- の開放的な眺望景観を保全する。
- 自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体に捉え、つながりのある空間とする。
- 船上からの景観に配慮する。
- かつての面影を伝える風情へ配慮する。

#### ＜利用面＞

- 現状の生活道路などを活用し、水辺への近づき易さを確保する。
- 上下流との連続性に配慮し、にぎわいの拠点としての魅力を高める。

#### ＜構造物＞

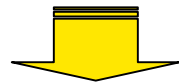
- 歴史的な景観となじむ簡素で控えめなデザインとする。



### ◆景観形成における「基本方針」の検討の流れ

#### 「景観形成にあたり配慮すべき事項」の抽出

- ▶ ●景観等に関する法律・条例からみた配慮事項
- ▶ ●沿川景観の歴史的背景からみた配慮事項
- ▶ ●現況景観の特徴からみた配慮事項



#### 景観形成における「基本方針」の整理

- めざすべき景観理念(コンセプト)
- 景観形成の基本的な考え方

#### 現況景観の特徴

第2回景観専門委員会審議事項



### ①景観等に関する法律・条例からみた配慮事項

以下に示すような条例等より、大橋川沿川の景観形成において参考とすべき項目を整理する

- ふるさと島根の景観づくり条例
- 松江市都市景観条例
- 島根県公共事業等景観形成ガイドプラン
- しまね景観色彩ガイドライン
- 松江市景観形成基本計画
- 公共事業等景観形成指針
- 松江市第5次総合計画 等



### ②沿川景観の歴史的背景からみた配慮事項

以下に示すような情報の整理により、景観形成上のよりどころとしての原風景や歴史的資源の保全・活用の視点からみた配慮すべき事項を整理する

- 改修の歴史
- 沿川における文化・行楽(ヤナギ並木の由来等) 等



### ③現況景観の特徴からみた配慮事項

現況景観の特徴(第2回景観専門委員会審議事項)を  
ふまえ、今後の景観形成における配慮すべき事項を  
整理する

- 主要な景観構成要素について
- 住民等の利用(親水空間、釣りや生活動線等)  
を考慮した配慮について 等

# 参考資料 景観アセスメントについて

## ◆「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案) (平成16年6月策定)」の主なポイント

1. 景観形成の基本的な考え方、方向性などを「景観整備方針」として明確化する。
2. 景観評価に当たって、専門的な立場から指導・助言する「景観アドバイザー」を任命する新たな仕組みを導入する。
3. 住民や学識経験者等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、広く意見聴取に努める。
4. 各段階で「景観整備方針」に基づき適切に形成されているか「景観の評価」を実施する。

# 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムについて

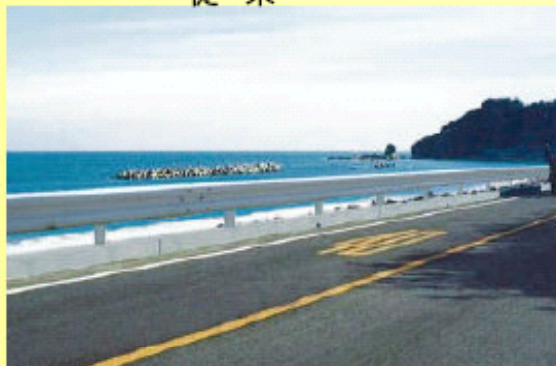
## 景観評価の目的

- 景観に配慮した良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべき性格を有する
- 事業実施に当たり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、**景観形成にあたり配慮すべき事項**や**景観整備方針**等を策定し、それに基づき**予測・評価及び改善措置等の検討**を実施し、事業に反映することにより、景観に配慮した社会資本整備を推進する

## 景観評価実施による効果(イメージ)

### 景観に配慮した道路防護柵

従来



(従前はCGによる再現)



実施後



## 今後の予定

- 今年度から、直轄事業の一部を対象に、**試行に着手**
- 試行結果を踏まえ、景観アセスメント(景観評価)システムを**早期に確立**

# 国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)

基本となる景観評価の**仕組み、体制**、**具体的な検討の内容等**を定めたもの  
**仕組み、体制** **具体的な検討の内容等**

基本となる景観評価の**仕組み、体制**を定めたもの

構想段階



計画段階



設計段階



施工段階



完了後

景観形成にあたり配慮すべき事項を取りまとめ

景観整備方針を策定

景観の予測・評価

改善措置等の検討

○景観アドバイザーの活用

○地方整備局等に景観評価委員会を設置し、  
景観評価の効果的な取組みを議論

○「国土交通省所管の公共事業の構想段階における  
住民参加手続きガイドライン」等の既存制度を利用し  
て、住民等から意見を聴取

**具体的な検討の内容等**

景観形成にあたり配慮すべき事項

- 当該事業周辺の景観や土地利用状況
- 当該地域における景観形成の目標像
- 景観に関する規制等

景観整備方針

- 当該事業における景観形成の目標像
- 対象となる施設や空間とこれを取りまく周辺景観との関係に対する基本的な考え方
  - ・周辺の景観等への配慮の考え方
  - ・住民等の利用を考慮した整備の考え方
- 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
  - ・施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
  - ・細部設計、材料等選定の考え方
  - ・コスト削減、費用対効果を考慮した整備の考え方

景観予測の視覚的な手法

- スケッチパース
- フォトモンタージュ
- コンピュータグラフィックス
- 模型